



先端的D & O保険の実効性と限界

山越, 誠司

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2023-03-25

(Date of Publication)

2025-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8553号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482301>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査報告要旨

博士學位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏名	山越 誠司 <small>やまこし せいじ</small>
学位の種類	博士(法学)
学位授与の要件	神戸大学学位規程第5条第1項該当
学位論文の題目	先端的 D&O 保険の実効性と限界
審査委員	主査 教授 榊 素寛 教授 行澤 一人 准教授 行岡 睦彦

論文内容の要旨

本論文は、著者の定義する先端的 D&O 保険について、その実効性と限界を多角的に分析するものであり、論文の全体を通じて、約款と実務の描写と、日本において顕在化していない、潜在的な法的問題の描写とその対応にフォーカスしている。

第 1 章は、「D&O 保険における保険と会社補償の発展の方向性」の題のもと、D&O 保険のサイド A、サイド B およびサイド C と会社補償の関係を分析する。まず、サイド A が役員個人に対する給付であり役員個人の資産を守る補償条項、サイド B が役員に対する会社補償を行った会社に対する給付であり会社の資産を守る給付、サイド C が証券訴訟によって会社に生じた損害を填補し会社の資産を守る給付であることを前提に、その適用順位として、アメリカの実務を前提に、会社補償が最優先、これを前提にサイド B への請求がなされると整理する（第 2 節）。次に、実効性のある会社補償と D&O 保険として、会社と役員との間の契約である会社法に基づく補償契約と、それ以外の社内の補償規則や個別判断に基づく会社法に基づかない会社補償を想定し、両社の比較を行うとともに、子会社役員や手続上の問題を検討する（第 3 節）。

第 2 章は、「D&O 保険の情報開示と会社補償制度」の題のもと、情報開示の対象とその機能、当否を中心として検討する。まず、従来の会社法の議論を前提とした保険料の負担主体と実務上の対応、情報開示の賛否、実効性のある開示について検討する（第 2 節）。次に、日本と欧米の会社補償制度と D&O 保険の関係について、対会社責任と対第三者責任、防御費用と賠償金・和解金の観点から整理したうえ、会社補償制度とサイド A の関係を中心とした相互補完関係の検討を行い、とりわけ、先端的 D&O 保険に特徴的なレイヤー型の D&O 保険を前提に、会社補償制度・プライマリー保険・D&O 保険の 3 者と第三者訴訟・会社訴訟・株主代表訴訟の三者の関係を分析し、それぞれの関係を検討する（第 3 節）。

第 3 章は、「アメリカ型 D&O 保険の発展経緯と課題」の題のもと、アメリカ固有の法制度を踏まえ、(著者の定義する先端的 D&O 保険の代表である) アメリカ型 D&O 保険の発展経緯を検証し、D&O 保険の本質を考察する。まず、1933 年証券法及び 1934 年証券取引所法に基づく訴訟の件数の増加及び損害賠償額の高額化を前提として、会社の資産を守る役目を果たす D&O 保険のサイド C について、損害の配分と証券訴訟への対応の観点から重要な地位を占めていたことを描写する（第 2 節）。次に、合併契約に対する個人の異議の訴えにおける和解や原告弁護士が狙う情報開示のみの和解の増加に関連して防御費用の支払いへの D&O 保険の貢献とその有益性を描くとともに、サイド C がサイド A・サイド B と支払限度額を共有することの問題を描写する（第 3 節）。

第 4 章は、「D&O 保険の国際化における視点と課題」の題のもと、日本企業の国際的な活動に対応する D&O 保険の契約形態の検討のため、先端的 D&O 保険を念頭に、海外リスクの代表例である証券取引法違反、独占禁止法違反、汚職防止法違反などのリスクと D&O 保険の補償の関係性、D&O 保険の機能と有用性等を検討する。まず、証券取引法違反との関係では役員個人の防御費用が重要であること、独占禁止法違反との関係では当局の調査

等への対応や管理職従業員への拡張を前提に、伝統的な責任保険の機能のみならず費用保険の機能が重要であること、汚職防止法違反との関係でもその域外適用の範囲の広さから費用保険としての側面が重要であることを分析する（第2節）。次に、国際的企業に固有の問題として、管理職従業員や子会社役員を被保険者に含めることによる補償拡大により、親会社役員との間で被保険者間の利害対立が生じること、各国による無認可保険に対する規制への対応として開発されたグローバル保険プログラムにも、補償範囲の条件差（DIC）、支払限度額差（DIL）が機能するような保険事故が生じた場合に法令違反の問題を生じさせかねないこと、保険料税の問題があることから、完璧な対応はないことが論じられる（第3節）。

第5章は、「グローバル D&O 保険プログラムの構造と限界」の題のもと、商品構造と保険約款の機能、限界を検討する。まず、グローバル保険プログラムは、日本所在の親会社にて締結される主たる保険証券であるマスター保険証券と、海外子会社が保険契約者となる従たる保険証券であるローカル保険証券から構成されること、両者の役割分担について分析し、付保規制と租税の問題からローカル保険証券の必要性和契約締結方法を整理する（第2節）。次に、ブラジルやインド等の付保規制の厳しい国への対応と、付保規制は緩いが防御費用と賠償額が高額なアメリカでの防御がマスター保険証券で困難であること等からマスター保険証券に単独保険証券を組み合わせ防御を行う必要性を分析するとともに、両者の関係がプライマリー保険証券とエクセス保険証券の DIC 保険証券であるとしてもそこから不都合が生じる例の分析から、リバース DIC の分析を行うなどし、最終的には一つの契約で異なる法域に対応する難しさを論じる（第3節）。

第6章は、「海外子会社を視野に入れた D&O 保険」の題のもと、エクセス保険の活用や、親会社役員と子会社役員の利害が対立する場面の考察を行い、グローバル D&A 保険プログラムで想定される不都合とその克服を検討する。まず、海外子会社が契約する D&O 保険の付保手続や意思決定についての分析から出発し、共同保険ができないグローバル保険プログラムの発展としてのレイヤー方式の保険プログラムと重複する二つの保険の適用順位を論じる（第2節）。次に、海外子会社の事件に起因する保険事故において、親子会社役員の責任関係の複雑さ、子会社事件と親会社役員の責任等に関する会社法等のルールや紛争事例、内部統制等の会社法側の問題を分析し、海外子会社で発生した保険事故への対応を親会社から行うことが非常に難しいというグローバル企業の経営上の問題を指摘する（第3節）。

第7章は、「D&O 保険における事故のおそれの判断基準」の題のもと、著者が D&O 保険約款の解釈における重要論点と定義する請求事故方式（claims made basis）において保険事故発生以前の段階の保険事故発生のおそれの通知義務に関する問題を検討する。事故のおそれの通知とは、被保険者のモラル・ハザード対応の一つであり、ある保険期間に法令違反行為をしておきながら通知も告知もせずにその次以降の保険期間の補償を厚くして保険契約を継続し、その後には損害賠償請求がされた際に手厚い補償を得ようとする被保険者を排除するための約款条項であり、おそれの通知により被保険者は損害賠償請求がされ

た保険期間の保険証券ではなく、通知を行った期間の保険証券により保険給付を受けるとともに、通知がなければ後の保険期間では免責とされる。この約款条項に内在する問題として、被保険者が補償を得られない事象が生じることが指摘され、保険事故のおそれの意義における、損害賠償請求を受ける蓋然性がいまだ高まっていない状態の法令違反行為は事故のおそれに該当しないとする限定説と、損害賠償請求につながるおそれのある法令違反等行為は告知・通知の対象となるとする拡大説の対立を分析し、保険者側の権利濫用的な約款解釈から被保険者を守るために拡大説が適切と論じる（第2節）。次に、この論点について英米法系の国における約款の工夫と裁判例の分析を通じ、約款作成実務や受付実務の対応と保険者の恣意的な判断への対応の解釈論を提示する（第3節）。

第8章は、「倒産と会社買収時におけるD&O保険」の題のもと、倒産と会社買収という有事の場面におけるD&O保険の機能について実態を分析し、その対応方法を検討する。まず、会社倒産時には、解約返戻保険料を債権者への弁済に充てたり、そもそも防御費用で支払限度額を消費することで賠償金の支払限度額が残っていないため契約を維持しても会社のためにならないという理由により、破産管財人がD&O保険を解除することが想定され、その対応として被保険者が事故のおそれの通知を行うべきこと、役員責任追及訴訟の主要なものは対第三者責任と倒産処理における損害賠償責任追及であるところ、この問題についても事故のおそれの通知が重要であること、倒産局面で役員がD&O保険の保険金を利用できるかには、倒産手続、限度額の共有等の観点から、いずれのサイドについても不明確な状況がありうることを論じる（第2節）。次に、会社を買収された場合において、リスクが増大したと評価され保険者が承認せず保険契約が終了する問題を分析し、延長通知期間を設定するランオフ・カバーによる解決を検討する（第3節）。

第9章は、「D&O保険の免責と告知の分離条項」の題のもと、免責条項や告知義務違反の効果は被保険者ごとに分離する分離条項を検討する。まず、免責条項のうち行為免責と呼ばれる類型について柱書に設けられる免責条項の意義について、米国の判例法理を中心に検討する（第2節）。次に、複数の被保険者のうち一部に告知義務違反があった場合の契約の解除や免責について日本における研究がないことから、米国における分離条項の有効性とイギリス法における複合保険の理論を踏まえ、日本に告知の分離条項を導入する場合の理論的な課題を検討する（第3節）。

第10章は、「D&O保険の支払限度額と利益相反」の題のもと、補償の拡張競争が激しくなっている現状に対して、補償の拡大が役員個人に対する補償の質の低下にもなりかねない点を踏まえ、エクセスD&O保険の契約実務を検討する。まず、多様な支払限度額の増額方式を描写し、エクセスD&O保険の構造と、下位のレイヤーの保険者の破綻やプライマリ保険者の不当な支払拒絶・被保険者との和解がもたらす、エクセス保険の発動点に到達するかに関する法的問題を分析し、対応としてドロップ・ダウン条項付きDIC方式の約款を検討する（第2節）。次に、免責条項に関する当事者の利益相反の多角的な分析を行い、特に、確定判決免責がもたらす利益相反とその解消策としての商品構成を検討する（第3節）。

第 11 章は、「社外役員のリスクと特化型 D&O 保険」の題のもと、業務執行社員と利害を共有しないことが想定される社外役員を守る D&O 保険を検討する。まず、社外役員の監視・監督義務に関する水準を分析したうえ、社外役員の経済的負担リスクとモラル・ハザードを分析する（第 2 節）。次に、社外役員の視点からの D&O 保険を分析するため、業務執行社員との利害対立を前提とした社外役員特化型 D&O 保険の商品構造や免責条項の在り方、延長通知期間の在り方を検討する（第 3 節）。

第 12 章は、「D&O 保険実務から保険契約法への示唆」の題のもと、企業活動の国際化を背景に国際取引法の観点から先端的 D&O 保険分析する必要性を説く。まず、国際取引契約における概念の相違等を念頭においた国際取引法が果たす今後の役割、特約解釈と複数契約の組合せの理解を深める必要性、先端的 D&O 保険が普及する前提条件を検討する（第 2 節）。次に、普通保険約款から拡張される特約条項の現状と契約解釈の在り方としての当事者意思の重視、信義則及び信認義務の役割と可能性についての試論を展開する（第 3 節）。

これらを踏まえ、終章においては、本稿全体を振り返り、問題提起を行う。

論文審査の結果の要旨

1. 本論文全体の構成

本論文は、保険を専門とする実務家であり、D&O 保険では第一人者である著者が、日本の約款とは構造を異にするアメリカの D&O 保険約款を前提として執筆したものである。実務家ゆえの視点設定として、保険約款の分析を第一とし、テーマに応じて、裁判例の分析、生じうる論点の描写等の手法により、D&O 保険全体を通じて、現状の描写と生じうる法的論点の描写を志向しており、解釈論の展開、比較法的考察等の研究者による研究手法とはウエイトが異なっている。その成果として、全体として論述はクリアであり、読者が俯瞰で論文を理解できる反面、個々の論点の深掘りは一部を除き行われていない。

上述の論述方針のため、論文全体を通じて問題状況・約款・法的問題の描写がクリアであり、保険に精通する主査はもとより、保険を専門としない副査においても、諸問題の理解が容易であったことは、論文の平明さという観点から強調すべき、本論文が肯定的評価を受けるべき要素である。また、特定の論点を深く研究するという方針ではなく、D&O 保険がもたらしうる問題を網羅的に論じており、本論文の読者にとって、日本で問題が顕在化する前の段階から全容を把握できるとともに、日本の実務が世界に追いついた場合に、その見取り図となると想定される点で、優秀な先行者による先駆的な業績として高く評価を受けるべきものである。

2. 本論文の研究内容の特徴と特長

本稿の研究内容の要旨は上述の通りであるが、本論文において肯定的に評価されるべきいくつかの点を取り上げる。

第一に、少なくとも日本語で論述された文献が乏しく、研究素材がそもそも足りていないが、令和元年会社法改正によって実務上も重要性が高まった D&O 保険や会社補償の分野において、散発的な、あるいは特定論点の深掘りを行った、論文ではなく、想定される論点の全体像を、理論のみならず約款を含めて相互の関係性を含めて明快かつ説得的に描写し、過不足なく論述している。この点において、今後 D&O 保険の研究が日本において急速に進展することが予想される中、最初に読まれるべき文献の地位を確立することが予想される。また、本論文が今著されることは、これまで我が国に流通している D&O 保険と、最近、導入され始めたアメリカの先端型 D&O 保険とが混在する現状において、今後、両者の基本的な構造や約款の相違から生じる混乱が予想されることから、特に重要な意義を有するものと思われる。この点は、純粋な研究者では不可能と思われる、実務家のバックグラウンドを有する強みが生きた本論文の特長であり、学問的・実務的に同様の貢献を行うものは今後容易には出てこないことが想定される。

第二に、現状の描写のみならず、その解決策についても意欲的に考察していることであり、とりわけ、約款の具体的な定め方やアンダーライティングの在り方など、実効性の高

いものが提示されている。法律や判例を中心にする限り、立法論の展開が中心になることが予想されるが、約款改訂での対応は、研究者には提唱困難な対策であり、判例や実務も固まっていない分野においてはより実効性があるだけでなく、実務そのものをリードすることができる方策である。このような、抽象性の高い法律論ではなく、具体性の高い約款での対応は、実務家でなければ論じることが困難であり、筆者のバックグラウンドを最大限に活かした議論の展開ということができる。

第三に、論文の執筆方針が明確であり、一本の論文としての完成度が高いことが挙げられる。実務家であり、実務すなわち、保険約款の内容とその変遷に詳しいこと、判例にならないものも含め争点がどこに設定されているかに詳しいことというバックグラウンドを前提に、個別論点の詳述ではなく網羅的・包括的な分析を行うとともに、解釈論についても多くは約款改訂を想定した論述となっている。これらの方針により、読者にとっては、本論文は、問題の全体像の把握や生じうる将来の紛争の把握のために高い価値を持つものとなっており、かつ、D&O 保険の専門家以外が読んでもその内容を理解することが容易なものとなっている。このことは、高度化・精緻化したアメリカ型の D&O 保険における諸論点の全体像をキャッチアップしたい読者にとって特に有益なものとなっており、いわば先端実務紹介型・問題提起型・論点開拓型の論文として最高峰のものとして評価できる。もっとも、本稿の評価が高まる前提は、日本の実務が著者に追いつくことである。

3. 本論文になお求める点

上述の通り、本論文は著者のバックグラウンドを最大限に反映した、現状の描写と約款改訂での対応を中心とし、解釈論・立法論のウエイトの低い、いわば「尖った」論文であり、このことが、論文全体の見通しの良さと理解の容易さをもたらしている。反面、少なくとも日本において紛争が少ない分野であることから、個々の論点の解釈論の深掘りの乏しさは否めない。個々の章の完成度と全体の完成度はいずれも高いとはいえ、本論文が正当な評価を受けるうえで、この点は不安視される。

また、第 12 章に顕著であるが、それまでの論述を踏まえ挑戦的な提言をするも、信認義務に関する理解や一般条項の信義則の活用など、著者の専門外の領域において、その領域で研究を重ねてきた研究者には直ちには受け入れがたい論述も一部に見られる。本論文の中核部分の外であるが、論文のまとめにあたる部分であり、その着地点への違和感は審査委員が共有するところである。

しかしながら、これらの点は、著者の選択した本論文の執筆方針において、長所とのトレードオフの関係に立つものであり、現時点において圧巻ともいえるべき内容の充実を示す本論文の価値を損なうものではない。個々の論点の解釈論上の深掘りや、専門外の領域に対する深い考察は、これから研究を続け、論文の公表を継続することで補えるものである。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である山越誠司氏が博士（法学）の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

令和 5年 2月 22 日

審査委員 主査 教授 榎 素寛
教授 行澤 一人
准教授 行岡 睦彦